

令和4年度森林計画関係業務担当者会議 次第

日時 令和5年3月1日（水） 13:30～15:30

1. 開会

2. 林野庁挨拶

3. 議事

- (1) 次期全国森林計画の策定について (資料1)
- (2) 航空レーザ計測の推進について (資料2)
- (3) 森林保険について (資料3)
- (4) 森林計画制度に関すること
 - ・ 令和5年度予算関係について (資料4)
 - ・ 伐採及び伐採後の造林の届出について (資料5)
 - ・ 地域森林計画について (資料6)
 - ・ 森林経営計画制度について (資料7)
 - ・ 「特に効率的な施業が可能な森林」の設定の促進について (資料8)
 - ・ 森林計画関係業務報告及び取組状況について (資料9)
- (5) 令和5年度に向けた対応について
 - ・ 令和4年度地方からの提案募集への対応について (資料10)
 - ・ 森林簿・森林計画図の提供・公表の統一化に向けた検討について (資料11)
 - ・ 土地関連台帳の連携に係る実証事業への協力について (資料12)
 - ・ 電子申請の推進について (資料13)
 - ・ 「改正民法」「相続土地国庫帰属制度」について (資料14)

4. 閉会

調査の趣旨

主伐の伐採上限に到達する事例があり、上限の緩和を求める要望がある一方で、既存の措置で対応可能であった事例も少なくないことから、実態把握の調査を行った。

調査の概要

都道府県に対して、令和3年4月1日から令和4年9月30日の間の伐採立木材積の超過検討事例の有無、事例ありの場合には既存の措置の検討状況や具体的な状況について調査を実施した。

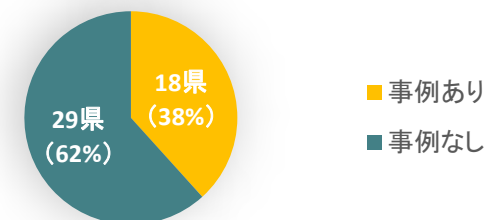
調査結果

超過検討事例のあった都道府県は18県、42事例

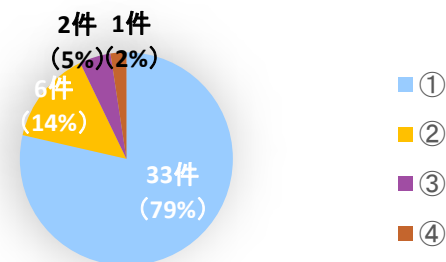
(令和3年度末で有効な森林経営計画は約9,800件)

- うち、
- ① 既存の措置により解決済 : 33件
 - ② 既存の措置により解決可能 : 6件
 - ③ 現状の上限の5~8倍と
極端に大きな伐採を計画したもの : 2件
 - ④ 詳細が不明なもの : 1件

超過検討事例の有無



超過検討事例の内訳



森林経営計画において主伐上限材積が増加するケース

<p>① 計画対象森林の拡大</p>		<p>計画対象森林を拡大することにより、主伐上限材積が増加。</p>
<p>② 共同計画作成者間での流用</p>		<p>共同計画作成者間での流用が可能。 単独作成者であっても、区域(林班)内の主伐を計画しない所有者等との共同計画に変更することで主伐上限材積が増加。</p>
<p>③ 計画間での流用</p>		<p>計画間で流用可能。 ただし、自ら森林の経営を行う森林に限る(共同作成の場合も同じ)。</p>
<p>④ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に基づく特例</p>		<p>事業計画内の公益的機能別施業森林区域以外の森林かつ標準伐期齢以上の森林では、通常のカメラルタキセ式で算出される主伐上限材積より上限が増加。(標準伐期齢との差が大きいほど上限は増加。)ただし、主伐後2年以内の造林が義務となり、計画間の主伐材積の流用はできない。</p>